

都市公園の公募設置管理制度<Park-PFI>について

公募設置管理制度(Park-PFI)

平成 29 年の都市公園法改正により制度化されたものであり、

- ①ストック効果をより高める
⇒今ある公園の資源の活用
- ②民間との連携を加速する
⇒ビジネスチャンスの拡大による公園の質の向上
- ③都市公園等を一層柔軟に使いこなす
⇒公園の個性を引き出す工夫で、公園はもっと地域に必要とされる財産へ

といった視点で新たなステージでの都市公園の再生、活性化を推進することが可能となったものである。

都市公園法の主な改正

公募設置管理制度（Park-PFI）の創設とこれに伴う法定協議会の設置、保育所等の社会福祉施設の占用物件への追加等。

公募設置管理制度(Park-PFI)の特徴

- ①都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する。
- ②民間事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元すること等を条件に、飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）と園路、広場等の公園施設(特定公園施設)の整備を一体的に行うことで、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される。

特例措置

- ①設置管理許可期間の特例（10年⇒20年）
公募設置等計画の認定の有効期間は20年
- ②建蔽率の特例（2%⇒12%）
通常、飲食店、売店等の便益施設の建蔽率は2%だが、休養施設、運動施設等と同様に、10%の建蔽率上乘せ